第４次会津若松市食料・農業・農村基本計画（案）についてご意見をお寄せください ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市食料・農業・農村基本計画は、本市の食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、方向性や具体的な施策などを定めた計画です。

このたび、本市の食料、農業及び農村の取り巻く環境の変化や「食料・農業・農村基本法」の改正などを踏まえ、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間における本市の食料・農業・農村の目指す姿や取り組むべき施策を明らかにする「第４次市食料・農業・農村基本計画（案)」について、次の通り、市民等の皆様からご意見を募集する市民意見公募（パブリックコメント）を実施いたします。

■　意見募集の対象

第４次会津若松市食料・農業・農村基本計画（案）

■　募集期間

令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月４日（月）まで（必着）

■　意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

（1）　市の区域内に住所を有する方

（2）　市の区域内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

（3）　市の区域内に通勤、通学する方

■　意見の提出方法

所定の意見書様式または任意の様式に、氏名、年齢、住所、電話番号（法人等の場合は名称、所在地、電話番号)、意見の内容を明記し、直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールにより、農政課に提出してください。

■　意見の提出先

提出方法	提出先等
持　参	会津若松市役所 本庁舎 ５階　農政課 ※午前８時 30 分から午後５時まで（土・日曜日、祝日・休日を除く）
郵　送	〒965-8601　会津若松市役所 農政課　宛
ファクス	0242-23-8180
電子メール	nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（次頁へ続く）

■　意見書作成上の留意点

（1）　住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記「意見を提出できる方」の（2）または（3）のうち、該当する区分と、所属する法人や団体等の名称を明記してください。

（2）　意見内容の確認が必要な場合、市から連絡をすることがありますので、必ず電話番号を記載してください。

（3）　匿名や電話での意見提出は受付けしません。

（4）　提出いただいた書面はお返ししません。

（5）　個々のご意見に対し、直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

（6）　ご意見は公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

■　第４次基本計画（案）の閲覧場所

会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

No.	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	農政課 （市役所本庁舎　５階）	月～金曜日　午前８時30分～午後５時 （祝日・休日を除く）
2	市政・観光情報コーナー （市役所本庁舎　旧館１階）	
3	北会津支所	
4	河東支所	
5	市民協働プラザ （旧市役所栄町第二庁舎）	
6	湊市民センター	
7	大戸市民センター	
8	北市民センター	
9	南市民センター	
10	一箕市民センター	
11	東市民センター	
12	生涯学習総合センター	毎日　午前９時～午後６時 （休館日を除く）

※　本件に関するお問い合わせは、農政課（下記）までお願いします。（市政・観光情報コーナー、各支所、市民協働プラザ、各市民センター、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【問い合わせ先】　会津若松市　農政課　農業企画グループ（電話：0242-39-1253）